

○長崎県市町村職員共済組合附加給付支給規程

〔 昭和 4 1 年 4 月 1 日
規 程 第 2 5 号 〕

改正

昭和 4 3 年 3 月 8 日規程第 3 3 号 昭和 4 8 年 2 月 1 日規程第 5 9 号
昭和 4 8 年 4 月 1 5 日規程第 6 3 号 昭和 4 9 年 6 月 4 日規程第 7 2 号
平成 6 年 1 2 月 2 0 日規程第 1 5 6 号 平成 2 5 年 2 月 2 5 日規程第 2 4 0 号
令和 3 年 5 月 2 8 日規程第 2 8 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合定款第 3 5 条の規定に基づき、附加給付の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(決定及び支給)

第 2 条 附加給付の決定及び支給については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、その給付を受ける権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。
- (2) 前号の場合において、保険医療機関及び組合が契約した医療機関又は保険薬局から、診療報酬明細書、訪問看護療養費明細書及び調剤報酬明細書の提出が組合になされた場合については、当該給付の請求があったものとみなす。
- (3) 前各号において決定された附加給付について、組合は、当該組合員に短期給付決定通知書送付し、給付金を支給するものとする。

附 則

この規程は、昭和 4 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、災害見舞金附加金の支給については昭和 3 7 年 1 2 月 1 日以降昭和 4 1 年 3 月 3 1 日までに給付事由が発生したのものについては、この規程により支給されたものとみなす。

附 則 (昭和 4 3 年 3 月 8 日規程第 3 3 号)

この規程は、昭和 4 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年 2 月 1 日規程第 5 9 号)

この規程は、昭和 4 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 4 8 年 4 月 1 5 日規程第 6 3 号)

この規程は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 9 年 6 月 4 日規程第 7 2 号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和 4 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 6 年 1 2 月 2 0 日規程第 1 5 6 号)

この規程は、平成 6 年 1 2 月 2 0 日から施行し、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 5 年 2 月 2 5 日規程第 2 4 0 号)

(施行期日)

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 5 年 3 月 3 1 日以

前に給付事由が生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月28日規程第288号）

この規程は、公告の日から施行する。